101-334

問題文

麻薬の取扱いに関する以下の記述のうち、行わなければならない行為はどれか。2つ選べ。

- 1. 麻薬譲受証及び麻薬譲渡証をもって譲受し、検収時にロット番号を確認する。
- 2. 麻薬帳簿とともに、をかけた堅固な金庫内に保管する。
- 3. 麻薬処方箋に、麻薬施用者の記名押印又は署名、免許証の番号が記載されていることを確認する。
- 4. 使用済みの貼付剤は、すべて回収し、記録後に廃棄する。

解答

1.3

解説

選択肢 1 は、正しい選択肢です。 実習での検収を思い出すとよいと思います。

選択肢 2 ですが

麻薬「帳簿」は、鍵をかけた堅固な金庫内に保管する必要はありません。よって、選択肢 2 は誤りです。

ちなみに、麻薬→鍵付きの、「堅固」な「設備」、覚せい剤→鍵付きの、「堅固」な「場所」、覚せい剤原料 →鍵付きの「場所」 となります。

選択肢 3 は、正しい選択肢です。

「免許証の番号の確認」が特徴的で、意識しておくポイントです。

選択肢 4 ですが

医療用麻薬適正使用ガイダンス によれば、患者が使用した後の使用済み製剤(貼付途中で剥がれたものを含む。)は、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後通常の医薬品と同様に廃棄してください。とあります。すべて回収するわけでは、ありません。

知識として知らなくても、実習時、患者さんの使用済みデュロテップパッチなどを回収していたかどうかなどを考えると誤りと判断できるのではないかと思います。よって、選択肢 4 は誤りです。

以上より、正解は 1.3 です。